

車を運転する際に必要な *Driver's Licence* Western Australian Driver's Licence

情報参照元: Government of Western Australia Department of Transport / 情報提供: 在パース日本国総領事館

西オーストラリア州での車の運転

西オーストラリア州で車を運転する際、以下の3つの何れかの方法で運転することが可能です。

- 1 有効な日本の運転免許証と国際運転免許証**
- 2 有効な日本の運転免許証と指定された機関による翻訳証明書**
- 3 西オーストラリア州の運転免許証**

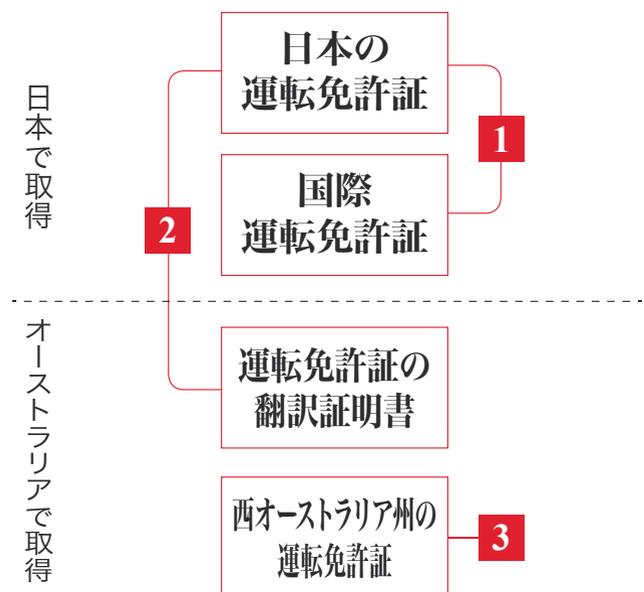
上記の3種類は、運転者の保持するビザの種類により **A** と **B** の2パターンに分かれます。

A 訪問運転者 (観光ビザ・ワーキングホリデービザ・学生ビザ・就労ビザ保持者等)

日本の運転免許証の有効期限内であれば、滞在期間に関係なく上記の **1**、または **2** を携帯することにより運転することが認められています。

B 永住ビザ保持者

永住ビザを取得した居住者に関しては、永住ビザが承認された後、3ヶ月未満であれば **A** の訪問運転者と同様に **1** **2** の証明書類が有効です。その後は、**3** のみが有効になるため、**3** を申請しなければなりません。



運転免許証を求められる可能性がある職種

- 配達ドライバー ■トラックドライバー
- 車でへのアクセスが必要となる仕事
- 公共交通が運行されていない早朝始業、深夜終業の仕事
- オーペア ■デミペア など

訪問運転者の場合、**3** の西オーストラリア州の運転免許証に書き換える義務はありませんが、**3** を取得することにより有効な身分証明書としても使え、他の証明書の申請などにも利用可能です。

運転免許証の翻訳証明書の取得方法

オーストラリア 翻訳・通訳資格認定機関 (NAATI: National Accreditation Authority for Translators and Interpreters) 認定の翻訳者によって翻訳してもらう、もしくは在パース日本国総領事館でも申請 (自動車運転免許証抜粋証明) して、取得することができます。

(費用や発行までの期間については、在パース日本国総領事館オフィシャルページ (www.perth.au.emb-japan.go.jp/jp/ryojijoho/certificates/dlicence/index.html) より抜粋。

必要書類

- 有効な日本の運転免許証
- パスポート

費用

在パース日本国総領事館では \$24 (2013年7月5日現在/毎年4月に見直しあり)

発行までの期間

在パース日本国総領事館では、申請から1週間後に発行されます。

Driver's Licence Western Australian Driver's Licence

西オーストラリア州の運転免許証への書き換え方法

1. 必要書類 (下記参照) を持参し、Drivers and Vehicles Services Centre (Licensing Centre) の窓口に行きます。

2. 日本の免許の有効期限が12ヶ月以上残っている場合、学科試験・実技試験が免除されます (車とオートバイのみ)。申請書類に記入し、視力テストを受けます。

3. 免許取得後2年以内もしくは19歳以下の場合、仮免許が発行されます。仮免許期間が終わり次第、本免許となります。仮免許中は下記の決まりを守ることが求められます。

- 運転中はPプレートを前と後ろに掲げる
- 飲酒後の運転は禁止
- 免許取得後最低6ヶ月 (日本もしくは西オーストラリア州にて) 経っていない場合、夜中12時から朝の5時まで運転は禁止 (仕事や学校の用事を除く)

必要書類

- 日本の運転免許証と運転免許証の翻訳証明書
- 身分証明書類 (右記参照)
- サイン (自署) と、西オーストラリア州での現住所を証明できる書類 (身分証明書類があれば必要なし)

費用

- \$37.60 (2013年7月5日現在/毎年7月に見直しあり)
※この費用は Department of Transport (www.transport.wa.gov.au/) の Driver licence fees (www.transport.wa.gov.au/mediaFiles/LBU_P_Fees_201314_Sh_DL_Learners.pdf) を参照しています。
- 運転免許証の翻訳証明書取得にかかる費用 (在パース日本国総領事館に依頼した場合は \$24 (2013年7月5日現在/毎年4月に見直しあり))

身分証明書類リスト

下記の①もしくは②の組み合わせより選択する。※書類はコピー不可
①カテゴリーAより1つ+Bより1つ+Cより2つ+Dより1つ
②カテゴリーAより1つ+Cより2つ+Dより2つ

【カテゴリー A (身分を確認するための書類)】

- 出生、死亡、婚姻登録事務所 (Births, Deaths and Marriages) が発行したオーストラリアの出生証明書 (抜粋の出生証明書、記念出生証明書は認められない) ■ニュージーランド政府の出生、死亡、婚姻登録事務所が発行したニュージーランドの出生証明書 (抜粋の出生証明書は認められない)
- 出生の事実が確認できる公的な文書 (出生、死亡、婚姻登録事務所が発行した書類) ■オーストラリア国籍またはニュージーランド国籍または帰化証明書 (移民局発行の書類) ■滞在資格が確認できる書類 (移民局発行の書類)
- 電子査証を含めた移民局発行のオーストラリアの査証等

【カテゴリー B (身分証明書とその人物を関連付ける書類)】

- 西オーストラリア州以外の州が発行した運転免許証または仮免許証 (写真と署名が確認できるもの、有効期限が切れている場合は、切れてから6ヶ月以内のもの) ■オーストラリア旅券 (現在有効な旅券または、失効した旅券の場合、2年以内のもの) ■現在有効な他国政府発行旅券 (パスポート)
- 親子関係が確認できる書類と法廷宣言書 (Form M101) (子どもが運転免許証を申請する場合、その親は申請人に同伴し、身分を証明するものとして、運転免許証の提示を求められる。)

【カテゴリー C (社会一般で使用されている身分を証明する書類)】

- 現在使用されているオーストラリアの EFTPOS カードあるいはクレジットカード ■メディアカード ■電子選挙登録カード (発行されてから2年以内のもの) ■センターリンクカード、豪州連邦退役軍人局発行のヘルスカード、あるいはペンションカード ■現在有効な警備員あるいは大衆統制員のライセンス ■婚姻証明書 (出生、死亡、婚姻登録事務所が発行した書類、記念婚姻証明書は認められない) ■現在有効な写真付き学生証明書 ■現在有効な警察官または豪州連邦国防軍の写真付き身分証明書 ■西オーストラリア州年齢証明書 ■現在有効な西オーストラリア州銃砲刀剣所持証明書 ■現在有効な西オーストラリア州子どもと接する就労資格証明書 ■西オーストラリア州内の中等学校が発行した学校のレポート (発行されてから6ヶ月以内のもの) ■キーフォーライフサティフィケート (Keys for life certificate / 西オーストラリア州内で発行されたもの) ■西オーストラリア運輸省発行の船舶免許 ■オーストラリア国税務局発行の納税証明書

【カテゴリー D (現住所を確認できる書類)】

- オーストラリアの銀行残高証明書あるいは銀行からの文書 (発行されてから6ヶ月以内のもの) ■オーストラリアの公共料金請求書 (ガス、水道、電気、電話、住民税等の書類で、発行されてから6ヶ月以内のもの) ■申請人の現住所が明記された現雇用主からの手紙 (発行されてから6ヶ月以内のもの) ■申請人の現住所が明記された教育機関からの手紙 (発行されてから6ヶ月以内のもの) ■現住所の賃貸契約書 ■公的機関 (豪州連邦税務局、センターリンク、メディアセンター) 発行の現住所を確認できる文書 (発行されてから6ヶ月以内のもの)

※このリストは在パース日本国総領事館の西オーストラリア州運転免許申請時に必要な身分証明書に関するお知らせ (www.perth.au.emb-japan.go.jp/jp/ryojijoho/news/2309proof_id_drivers_licence.html) を参照。

西オーストラリア州の運転免許証への書き換え方法、身分証明書類、費用等に関する詳細は、Department of Transport の Driver and Vehicle Services Centre (Licensing Centre) にお問い合わせ下さい (www.transport.wa.gov.au/licensing/20324.asp)。